

マイナンバー制度の施行に伴う
流山市手数料条例の改正について

平成 27 年 6 月 22 日
流山市役所

目 次

1	条例改正の趣旨	3
2	再交付手数料と算定根拠	4
	（ 1 ）手数料（案）	4
	（ 2 ）手数料の算定根拠	4
3	住基カードの取扱いについて	5
4	各カードの取扱い	6
5	各カードの交付期間	7

1 条例改正の趣旨

マイナンバーの「通知カード」及び「個人番号カード」を再交付する際に徴収する手数料について定めることです。



マイナンバーの広報用ロゴマーク「マイナちゃん」

平成27年10月5日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称マイナンバー法）」が施行されます。

- 平成27年10月から、住民票を有する全ての方に、マイナンバーを通知するための「通知カード」が郵送されます。
- 平成28年1月から、本人の申し出に基づき、顔写真の付いた「個人番号カード」の交付が始まります。
- 通知カードや個人番号カードを再交付する場合の手続きは、市区町村の窓口で行います。

各カードの初回交付手数料は国が費用を負担するため無料としますが、滅失、盗難等の理由により、再交付する際の手数料については国の負担はないため、受益者負担の考え方により有料といたします。

このため、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料について定める必要があることから、流山市手数料条例を改めるものです。

2 再交付手数料と算定根拠

個人番号カード及び通知カードの再交付手数料は、総務省の示す基準額に基づき設定しています。

(1) 手数料 (案)

- 通知カード再交付手数料
500円 / 枚
- 個人番号カード再交付手数料
800円 / 枚

(2) 手数料の算定根拠

- 総務省の示す基準額に基づいています。
平成27年4月17日付け総務省事務連絡「通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の取扱いについて」において、上記の金額が基準額として示されています。

(事務連絡抜粋)

～ 中略 ～

通知カード及び個人番号カードの再交付手数料相当経費については、それぞれの原紙・ICカードの購入原価等を考慮し、通知カードは500円、個人番号カードは800円となります。

< 参考 >

- 近隣自治体の方針

項目	柏市	我孫子市	松戸市	野田市	流山市 (案)
通知カード 再交付手数料	500円	500円	500円	500円	500円
個人番号カード 再交付手数料	800円	800円	800円	800円	800円

平成27年5月25日ヒアリング調査結果

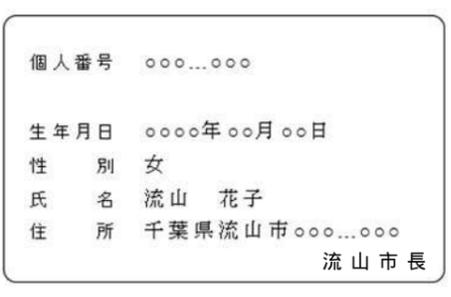
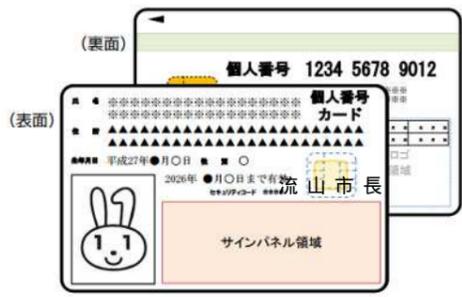
3 住基カードの取扱いについて

- 個人番号カードの運用開始に伴い、従来の住基カードの交付を終了します。

現在の住基カードの交付(再交付)手続きは平成27年12月28日をもって終了します。これは、個人番号カードが、住基カードに代わるものであり、住基カードが有する身分証としての機能や公的個人認証の機能を含んでいるためです。

ただし、住基カードは、有効期間の満了まで引き続き利用することができます。

4 各カードの取扱い

	通知カード H27.10～交付開始	個人番号カード H28.01～交付開始	住民基本台帳カード ～H27.12交付終了
様式			
券面情報	基本4情報 ¹ 、マイナンバー	表面：基本4情報 ¹ 、顔写真 裏面：マイナンバー	基本4情報 ¹ 顔写真（希望者のみ）
初回交付	申請	方法1：申請時に来庁する場合 市の窓口で申請する方の本人確認 ³ を行った後、交付申請書（顔写真貼付）を提出する。 方法2：交付時に来庁する場合 通知カードに同封される交付申請書（顔写真貼付）をJ-LIS ² に送付する。	市の窓口で申請する方の本人確認 ³ を行った後、交付申請書（顔写真貼付）を提出する。
	交付	J-LIS ² から簡易書留で郵送される（来庁の必要なし）。	市から交付通知書が郵送される。 市の窓口で交付を受ける方の本人確認 ³ を行った後、カードが交付される。
再交付 （想定）	申請	市の窓口で申請する方の本人確認 ³ を行った後、交付申請書を受け取る。 交付申請書をJ-LIS ² に送付する。	市の窓口で申請する方の本人確認 ³ を行った後、交付申請書を受け取る。 交付申請書（顔写真貼付）をJ-LIS ² に送付する。
	交付	市から交付通知書が郵送される。 市の窓口で交付を受ける方の本人確認 ³ を行った後、カードが交付される。	市から交付通知書が郵送される。 市の窓口で交付を受ける方の本人確認 ³ を行った後、カードが交付される。
手数料	初回交付：無料 再交付：500円	初回交付：無料 再交付：800円	初回交付：500円 再交付：500円
有効期間	なし	発行日から10回目の誕生日まで （20歳未満は5回目の誕生日まで）	発行日から10年間
用途	・ 手続等でマイナンバーを確認する際に利用 （本人確認を要する際は、別途顔写真付きの身分証を提示）	・ 身分証としての利用 ・ 公的個人認証サービスの利用（初回無料/再登録200円） ・ 手続等でマイナンバーを確認する際に利用	・ 身分証としての利用 ・ 公的個人認証サービスの利用（初回500円/再登録500円）
返納	個人番号カードの交付を受ける場合は返納		個人番号カードの交付を受ける場合は返納

¹ 基本4情報...住所・氏名・性別・生年月日

² J-LIS ... 地方公共団体情報システム機構

³ 本人確認 ... 窓口に来た人を証明する資料として、身分証明書が必要です。

申請時：官公署発行の顔写真付き身分証明書（運転免許証や旅券等）を1点及びそれ以外の身分証明書を1点
交付時：官公署発行の顔写真付き身分証明書（運転免許証や旅券等）を1点又はそれ以外の身分証明書を2点

5 各カードの交付期間

